

第 2 部

平成 11 年度において講じた 環境の保全及び創造に関する施策

鳥取県環境基本計画の施策体系

- 1 **循環を基調とする経済社会システムの実現<持続的発展が可能な地域社会の実現>**
 - 1) 環境への負荷の少ない社会の構築
 - (1) 廃棄物減量化とリサイクル
 - (2) 大気環境の保全
 - (3) 水環境の保全
 - (4) 土壌・地盤環境の保全
 - (5) 環境汚染化学物質の適正管理
 - 2) 環境関連産業の振興
 - (1) 環境関連技術の開発
 - (2) 環境関連産業の育成 振興
- 2 **自然と人間との共生の確保<豊かで多様な自然環境の保全>**
 - 1) 森林、農地、水辺等の持つ環境保全機能の確保
 - (1) 森林の環境保全機能の確保
 - (2) 農地の環境保全機能の確保
 - (3) 都市地域の自然環境の確保
 - (4) 水辺（河川、溪流、砂浜、沿岸域等）の環境の保全
 - 2) 多様な自然環境の保全と生物多様性の確保
 - (1) 「貴重な自然」と「身近な自然」の保全
 - (2) 生物多様性の確保と野生生物の保護管理
- 3 **快適な環境の保全と創造<恵み豊かで文化の香り高い地域の創造>**
 - 1) 自然環境と調和した生活空間の創造
 - (1) 親しみやすい水環境の保全と創造
 - (2) 豊かで多様な緑の保全と創造
 - (3) 良好な景観の保全と創造
 - (4) 歴史的・文化的環境の保存と整備
 - 2) 人と自然とのふれあいの確保
 - (1) 人と自然とのふれあいの推進
 - (2) 都市と農山漁村の交流の推進
 - (3) 温泉の保護と活用
- 4 **すべての主体の参加による行動<県民総参加による継続的取組>**
 - 1) 自主的な活動の推進
 - (1) 各主体の協力連携体制の整備
 - (2) 県民・事業者・行政の自主的取組の推進
 - (3) 普及啓発・広報
 - 2) 環境教育、環境学習の推進
 - (1) 環境教育・学習体制の整備
 - (2) 環境教育・学習活動の推進
- 5 **地球環境保全に向けた活動の推進と国際交流<地域から地球環境保全の推進>**
 - (1) 地球温暖化防止対策の推進
 - (2) オゾン層保護対策の推進
 - (3) 酸性雨防止対策の推進
 - (4) その他の地球環境問題への取組の推進
 - (5) 環日本海諸国との連携強化と協力
- 6 **共通的・基盤的施策の推進**
 - (1) 環境関連高等教育機関等の整備推進
 - (2) 環境影響評価の推進
 - (3) 環境情報の整備・提供
 - (4) 環境に関する監視体制の整備充実及び調査研究の推進
 - (5) 環境に配慮した社会資本整備等の推進
 - (6) 環境基本計画推進体制の整備充実

第2部 平成11年度において講じた環境の保全及び創造に関する施策

第1章 循環を基調とする経済社会システムの実現

大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムや生活様式（ライフスタイル）の定着に伴い、自然界の復元能力を超えて環境に大きな影響が及んでいる。本県でも、日常生活に起因する都市河川の汚濁や復元能力の脆弱な湖沼の富栄養化、産業活動に起因する産業廃棄物の増大による処理施設の逼迫といった問題が生じている。このため、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできるだけ低減することを目指し、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正な処理やエネルギー資源の適正利用を進める必要がある。

第1節 環境への負荷の少ない社会の構築

1 廃棄物減量化とリサイクル

(1) 廃棄物の発生抑制 減量化 再資源化の推進

ア 一般廃棄物

○ エコショップの認定

平成7年度から、ごみの減量化・リサイクル協力店を「エコショップ」として認定しており、協力店舗の拡大を図るとともに、平成10年5月に「エコショップ協議会」を設置し、エコショップの活性化、普及促進のため、買物袋の普及啓発についての消費者アンケート、エコショップの新聞折込チラシを利用しての普及方法について検討を行い、実施した。

また、毎年10月のマイ・バッグ・キャンペーン（買物袋持参運動）の呼びかけを行った。
エコショップ店舗数 平成10年度118⇒平成11年度135（廃棄物 再資源対策課）

○ 容器包装リサイクル法施行への対応

平成12年4月からの施行を受けて、法律の趣旨の県民への普及啓発と、市町村指導を行った。（廃棄物 再資源対策課）

表2-1 分別収集の対象品目

分別収集対象品目	特定分別基準適合物						法第2条第6項指定物										
	無色茶色	その他	その他	ペット	その他	その他	銅製容	アルミ	飲料紙	段ボ							
計画策定市町村・一部事務組合等	ガ	ス	ガラス	紙	製	ボトル	プ	フ	ス	器	包装	製	容器	パ	ック	ル	製
境 港 市	H9	H9	H9							H9	H9					H9	
鳥取県東部広域行政管理組合	H9	H9	H9		H16	H16				H9	H9						
鳥取中部ふるさと広域連合	H9	H9	H15	H15	H12	H12				H9	H9	H12	H12				
鳥取県西部広域行政管理組合	H9	H9	H9		H9	H12				H9	H9	H9	H12				

(注) 1 表の数値は開始時期年度を表わす。

2 特定分別基準適合物 事業者の再商品化の義務の対象となる品目

3 法第2条第6項指定物 市町村が収集した段階で有価物となり、自立的に流通するものとして指定された品目

出典 第2期鳥取県分別収集促進計画（平成11年7月）

青谷町の住民が行ったペットボトルリサイクル

青谷町では住民たちが「ペットボトルリサイクルの仲間」を結成し、行政や学校を巻き込んで独自にペットボトルの回収に乗り出している。

平成11年11月には、5つの小学校やJA支店など計13箇所に黄色で統一した木製の手作り専用回収箱を設置し回収の呼びかけを行い、平成12年4月、町内で回収したペットボトルを兵庫県一宮町内のリサイクル工場に初めて運搬した。その後、8月、11月にも運搬され、回収したペットボトル計約28,300本(1,460kg)が、同工場で卵パックなどに再生された。



リサイクルに向けて作業する住民たち

イ 建設副産物の再資源化

○ 建設リサイクル推進事業

建設副産物の搬出状況と再生利用状況の実態調査のほか 建設発生残土については、建設発生土対策協議会を通じ情報交換した。

実態調査の結果 (県、市町村のみ)	建設発生土	92	7%	
	コンクリート塊	100	0%	
	アスファルト塊	100	0%	(管理課)

○ 農業用廃プラスチック再利用等推進事業

資源の有効利用の観点から、農業用廃プラスチックの再利用を行うため、「鳥取県農業用廃プラスチック適正処理推進協議会」に設置した検討委員会で調査、検討を行った。

「鳥取県農業用廃プラスチック再利用検討委員会」での提言内容

(ア) 当面の取組としての提言

- a 当面の処理方法
- b 回収処理経費(農業者の負担)の徴収システムと賦課基準
- c 排出量抑制の推進
- d 農業者への情報提供と回収労力の軽減

(イ) 中長期的な処理方法の検討として循環型社会の形成へ向けた提言 (生産流通課)

ウ 家畜排泄物の肥料化

○ 有機質資源活用集落営農体制整備事業

家畜糞尿を有機質資源として有効活用するため、堆肥化施設の整備を図り、畜産農家と集落内又は隣接する集落内の耕種農家との連携による家畜糞尿の適正な処理利用体制を確立し、環境にやさしい農業を推進した。

平成11年度事業実施箇所：7施設(小河内堆肥組合(日野町)他) (畜産課)

○ 畜産堆肥広域流通体制整備事業

広域流通センターの設置、需給計画の策定、需要とりまとめ、斡旋等を行った。

（2）廃棄物適正処理の推進

○ 廃棄物関係施設の監視・指導

廃棄物処理法第19条並びに浄化槽法第53条に基づく立入検査を行った。

（廃棄物 再資源対策課）

表2-2 廃棄物関係施設監視 指導状況（平成11年度）

立入場所 検査件数	一般廃棄物					下水道 終末処 理施設	合計	
	し尿処 理施設	浄化槽 ごみ処 理施設	粗大 ごみ処 理施設	その他	小計			
立入検査件数	14	399	46	1	70	530	22	552
理化学検査件数	12	243	29	0	63	347	22	369

○ 一般廃棄物減量化・再生利用推進事業

広域市町村圏を単位とした東部 西部の「ごみ処理広域化推進協議会」において、ごみ処理施設（焼却施設）の集約化について検討した。

（廃棄物・再資源対策課）

○ 産業廃棄物処理指導事業

排出事業者、処理業者に対し、減量化・適正処理について指導を行うとともに、規制対象施設（最終処分場、焼却施設等）に対する排水や排ガス等の行政検査、規制対象外の既設ミニ処分場の把握、浸出水の調査を実施した。

また、「鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱」に基づく廃棄物処理施設の設置、廃棄物処理業の許可等について指導を行った。

（廃棄物 再資源対策課）

表2-3 産業廃棄物監視 指導状況（平成11年度）

立入場所	立入検査件数	理化学検査件数
排出事業所	645	51
産業廃棄物処理業者	58	0
中間処理施設	145	13
最終処分場	376	167
その他	262	0
合計	1,486	231

○ 下水道汚泥処理総合計画の運用

公共下水道から発生する汚泥を広域的に処理し、減量化又は再利用化を図る。平成15年度の供用を目標に、特定下水道施設共同整備事業で鳥取市、岩美町、気高町、鹿野町、青谷町から発生する汚泥を共同で焼却する施設建設に着手する。

（都市計画課）

○ 公共関与処分場設置推進事業

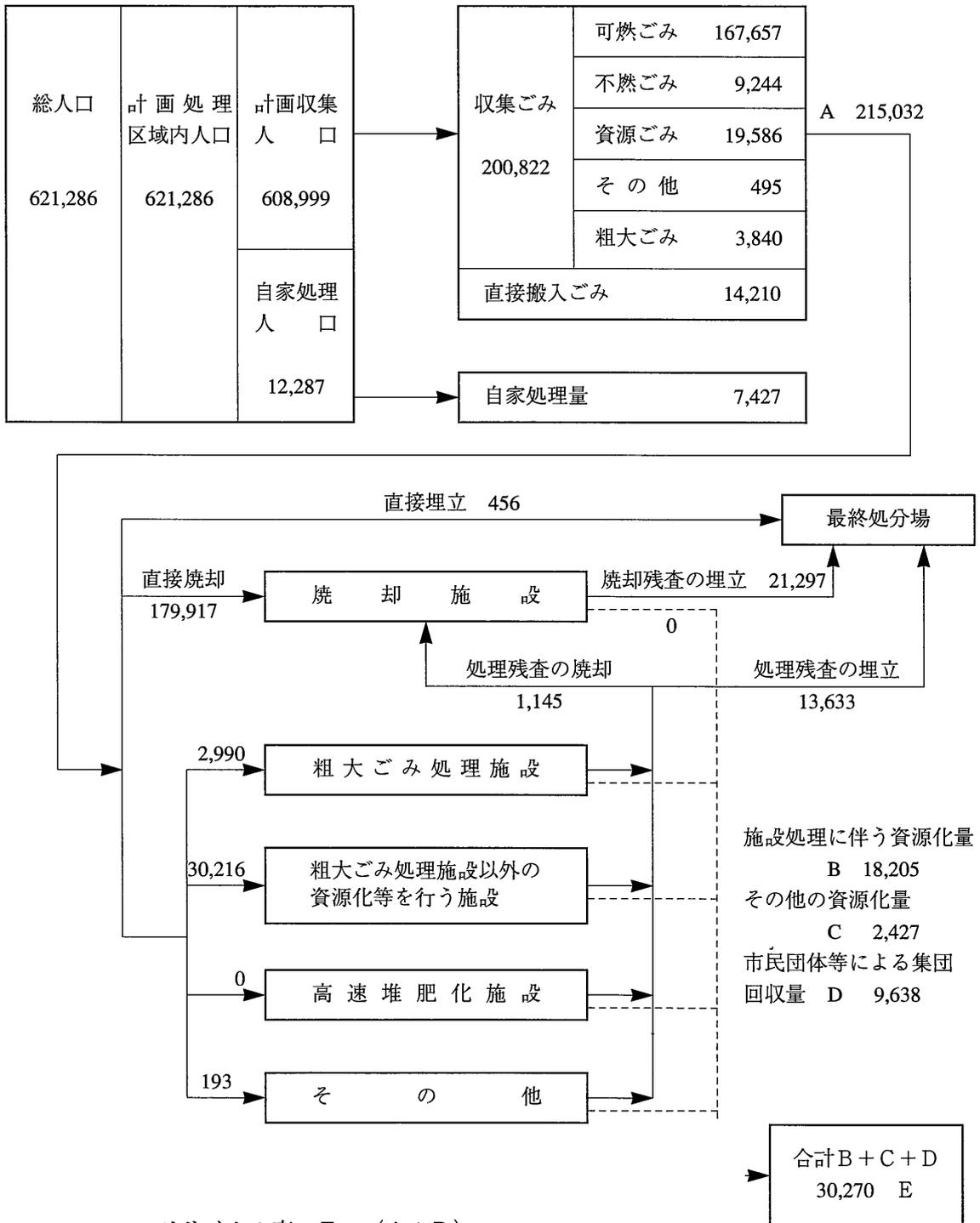
公共関与産業廃棄物最終処分場の整備の円滑な推進を図るため、（財）鳥取県環境管理事業センターへの職員の派遣、センター運営費等への融資等による支援を行った。

（廃棄物 再資源対策課）

図24 平成10年度のごみ処理の概要

直接埋立	直接焼却	中間処理施設搬入	総排出量（自家処理を除く）
456 t	179 917 t	33 399 t	215 032 t

ごみ処理系統図（単位 人、t）



$$\begin{aligned}
 \text{リサイクル率} &= E \div (A + D) \\
 &= 30,270 / 224,670 \\
 &= 13.5\%
 \end{aligned}$$

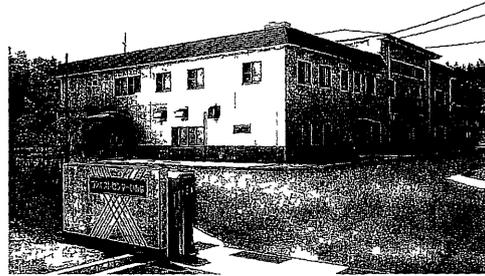
コンポストセンターいなば

「コンポストセンターいなば」は、鳥取県東部圏域の15の市町村が今まで焼却処分していた集落排水施設及びし尿処理施設から排出される汚泥を発酵処理し、良質かつ安定的にコンポスト製品（製品名「いなばコンポ」）を製造し、農地へ還元するための施設である。

また、農林水産省・厚生省の共同事業による省庁間の連携で建設したこともあり全国的にも関心をもたれている。

施設概要

建築面積	1,448.82m ²
延床面積	2,364.15m ²
着工	平成9年10月
竣工	平成11年5月
総事業費	約18億円
対象汚泥	し尿処理汚泥、集落排水処理汚泥
処理方式	一次発酵（ロータリーキルン式） 二次発酵（サイロ式）
処理能力	10.35t/日（含水率75%）
製品量	約3t/日（含水率35%）



(3) 散乱ごみ・投棄ごみ対策の推進

○ 環境美化対策推進事業

「鳥取県環境美化の促進に関する条例」に基づき、清掃等美化活動の推進、鳥取県散乱ごみ対策推進協議会での各団体の取組状況及び課題、問題点を踏まえた散乱ごみ防止対策について検討、散乱ごみ現状写真の募集・展示等を行った。

また、環境美化促進地区の指定、環境美化指導員の設置のほか市町村が設置する啓発看板、ごみ箱等の整備に助成を行った。

環境美化促進指定地区 39市町村56地区（表25参照）

環境美化指導員数 56名

産業廃棄物の不法投棄の監視を行う不法投棄監視員を各市町村ごとに配置し、監視活動を行うとともに、民有地に投棄された投棄者不明産業廃棄物を市町村が処理する費用の一部及び海岸に漂着した廃棄物を市町村が計画的に処理する費用の一部を助成した。

（廃棄物 再資源対策課）

産業廃棄物不法投棄件数及び処理件数の推移

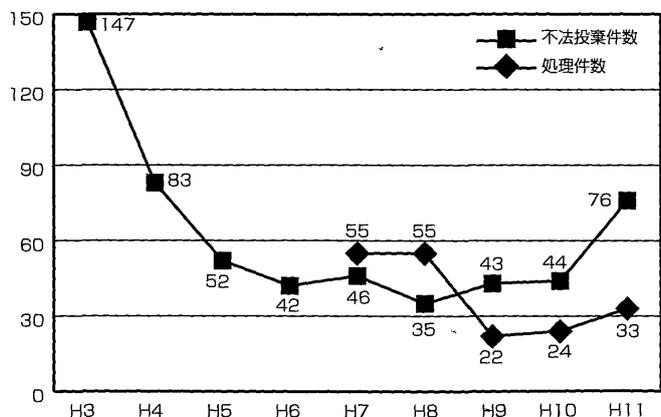


表25 環境美化促進地区一覧

(平成12年3月現在)

市町村	指定地区名	市町村	指定地区名
鳥取市	鳥取市樗谿公園地区	気高町	気高町浜村ふれあいの道地区
	鳥取市鳥取砂丘地区	鹿野町	鹿野町健康と福祉の里地区
	鳥取市久松公園地区	青谷町	青谷町鳴り砂の浜 長尾岬地区
	鳥取市白兔海岸地区	羽合町	羽合町はわい温泉地区
倉吉市	倉吉市伝統的建造物群・ポケットパーク周辺地区	泊村	泊村グランドゴルフの里公園潮風の丘とまり地区
米子市	米子市米子水鳥公園地区	東郷町	東郷町不動滝地区
境港市	境港市水木しげるロード地区		東郷町羽衣石城山公園地区
国府町	国府町万葉の里地区	三朝町	三朝町三徳山周辺地区
岩美町	岩美町鴨が磯・城原地区		三朝町小鹿溪周辺地区
	岩美町浦富地区		三朝町三朝温泉地区
	岩美町岩井温泉地区	関金町	関金町せきがね 遊 YOU村地区
	岩美調大羽尾・小羽尾・陸上地区	北条町	北条町北条海浜広場地区
	岩美町大谷海岸地区	大栄町	大栄町お台場公園地区
福部村	福部村砂丘地区	東伯町	東伯町逢東港地区
	福部村岩戸地区	赤碕町	赤碕町ふるさと海岸地区
	福部村鳥取砂丘オアシス広場地区		赤碕町船上山地区
郡家町	郡家町郡家駅前周辺地区	西伯町	西伯町緑水湖地区
船岡町	船岡町竹林公園地区	会見町	会見町鶴田(フラワーパーク周辺)地区
河原町	河原町桜づつみ河川公園地区	岸本町	岸本町きしもと山の手通りと総合スポーツ公園地区
	河原町河原中央公園地区	日吉津村	日吉津村日野川・日吉津海岸地区
八東町	八東町ふるりの森地区	淀江町	淀江町今津・淀江海岸地区
若桜町	若桜町若桜駅前周辺地区	大山町	大山町仁王堂公園地区
用瀬町	用瀬町町道屋住佐治線地区	名和町	名和町地域休養施設「夕陽の丘 神田」地区
	用瀬町赤波川溪谷おう穴群地区	中山町	中山町荻原地区
佐治村	佐治村辰巳峠地区	日南町	日南町石霞溪地区
	佐治村さじアストロパーク地区	日野町	日南町滝山公園地区
	佐治村村道佐治用瀬線地区	江府町	大山環状道路地区
智頭町	智頭町芦津地区	溝口町	溝口町榎水高原地区

2 大気環境の保全

(1) 工場・事業場対策の推進

○ 工場 事業場におけるばい煙対策等

平成11年度における大気汚染防止法及び鳥取県公害防止条例に基づく届出施設は、ばい煙発生施設1,043施設、粉じん関係特定施設184施設である。

これらの届出施設について、廃棄物焼却炉を中心に延べ249施設に立入し、煙道中の排出ガスについて調査を行った結果、排出基準に違反していたのは1件(改善済み)であった。

(環境政策課)

表26 大気関係施設監視指導件数(平成11年度)

	ばい煙発生施設		計	粉じん発生施設			計	合計
	法	その他		法	条例	その他		
延監視指導件数	239	0	239	10	0	0	10	249

(注) () ・工場 事業場数

表2-7 煙道中排出ガス測定（行政検査）状況（平成11年度）

令別表第1の施設数	いおう酸化物		ばいじん		塩化水素		窒素酸化物		合計		
	立 施設数	入 違反 施設数	反 施設数								
1 ボイラー	3	0	3	0	1	0	2	0	9	(3)	0
2 焼成炉	1	0	1	0	0	0	1	0	3	(1)	0
1 1 乾燥炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0
1 3 廃棄物焼却炉	19	0	18	1	19	0	14	0	70	(16)	1
計	23	0	22	1	20	0	17	0	82	(20)	1

(2) 自動車交通公害対策の推進

○ 渋滞の解消

鳥取県第3次渋滞対策プログラム（平成10～14年度）に沿って、県内道路の主要渋滞箇所を解消を図っている。

平成11年度渋滞対策箇所 一般県道鳥取港湖山停車場線山王道路踏切入口交差点（県実施）、一般国道9号溝川交差点（国実施）（道路課）

○ 公共交通機関利用の促進

（第2部第5章の1（3）参照）

（交通政策課）

○ 低公害車の導入促進

（第2部第5章の1（3）参照）

（環境政策課）

(3) スパイクタイヤ粉じん対策の推進

○ スパイクタイヤ粉じん対策

「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づき4市23町3村をスパイクタイヤ使用禁止地域として指定しており、脱スパイクタイヤを呼びかけている。（環境政策課）

(4) 有害物質対策の推進

○ 有害大気汚染物質モニタリング

大気汚染防止法第18条の23に基づき、有害大気汚染物質のうち、中央環境審議会が健康リスクがある程度高く、対策の優先度の高いものとして示した「優先取組物質」について、平成10年3月から、環境基準が設定されたベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等をはじめ、県において測定体制の整ったものから順次モニタリングを開始している。

平成11年度の調査結果では、環境基準を超える値や、全国的に見て特に高い数値は観測されていない。（環境政策課）

(5) 騒音対策の推進

○ 騒音規制法による規制

騒音規制法による県内の規制地域指定は、平成11年度末現在で7市町村について行われており、規制の対象となる指定地域内の金属加工機械等の特定施設を設置している工場 事業場（「特定工場等」）の総数は、平成11年度末現在で331件である。

また、指定地域内の規制対象となる建設作業（政令で定めるくい打作業等の特定建設作業）の平成11年度実施の届出件数は29件であった。これらに対して、市町村により指導が行われた。（環境政策課）

○ 航空機騒音

現在環境基準のあてはめは行っていないが 鳥取空港及び米子空港について、航空機騒音の調査を行った。(環境政策課)

(6) 振動対策の推進

○ 振動規制法による規制

振動規制法による規制地域指定は、平成11年度末現在で5市町について行われており、規制の対象となる指定地域内の金属加工機械等の特定施設を設置している工場・事業場(「特定工場等」)の総数は平成11年度末現在で171である。

また、指定地域内の規制対象となる建設作業(政令で定めるくい打作業等の特定建設作業)の平成11年度実施の届出件数は17件であった。これらに対して市町村により指導が行われた。(環境政策課)

(7) 悪臭対策の推進

○ 悪臭防止法による規制

悪臭防止法による指定地域は、平成11年度末現在で4市26町4村となっている。

また、屋外における燃焼行為に伴い発生するばい煙、悪臭等を規制するため、鳥取県公害防止条例によりゴム、皮革、合成樹脂、廃油、硫黄及びピッチ並びにこれらを含む物を屋外において燃焼させることが禁止されており 市町村と連携の上指導を行った。(環境政策課)

(8) 緑化の推進

○ 緑・木とのふれあい推進事業

県民総参加による緑づくりの機運を醸成し、豊かな緑に包まれた潤いのある県土づくりを推進するため、県民参加の植樹祭や森林のめぐみ感謝祭の開催等森林や緑の大切さを普及啓発した。(森林保全課、林務課)

3 水環境の保全

(1) 工場・事業場対策の推進

○ 特定事業場排水調査

水質汚濁防止法及び鳥取県公害防止条例に基づき 特定事業場の排水の調査、施設の改善指導を行った。

水質汚濁防止法関係では、805件に立入り、614件の排水調査を行い、23件に文書で改善指導を行った。(うち2件を公表)

また、鳥取県公害防止条例関係では、10件に立入り 8件の排水調査を行ったが、改善を要する事業所はなかった。(件数はすべて延べ件数) (環境政策課)

表28 立入検査、改善指導状況(平成11年度)

水質汚濁防止法適用事業場

立入検査 事業場延件数	排水調査 事業場延件数	違反事業場 延件数	改善指導 延件数	改善命令件数
805	614	2	23	0

鳥取県公害防止条例適用事業場

立入検査 事業場延件数	排水調査 事業場延件数	違反事業場 延件数	改善指導 延件数	改善命令件数
10	8	0	0	0

(注) 改善指導延件数は文書で指導を行った件数

表29 違反事業場の違反内容

業種	件数	違反項目	
		BOD	SS
畜産農業	1		1
豆腐煮豆製造業	1	1	
合計	2	1	1

(2) 生活排水対策の推進

○ 合併処理浄化槽設置推進事業

生活環境及び公共用水域の保全のため、浄化槽の適正な維持管理を推進するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業（設置者への設備費の一部補助）を実施する市町村に対して県費助成を行い、合併処理浄化槽設置の推進を図った。

平成11年度補助実績 19市町村、389基 (廃棄物 再資源対策課)

○ 生活排水対策推進事業

県下全域を対象に、生活排水対策を推進するため、次の普及啓発を行った。

テレビスポットの放映、生活排水対策実践活動啓発パンフレットの配布

水生生物による水質調査普及パンフレットの配布

(環境政策課)

○ 公共下水道事業、流域下水道事業

下水道は、生活環境の改善及び河川等の公共用水域の保全のため重要な施設である。

平成11年度末の下水道の普及率は全国平均の60%（前年比2.0ポイント増）に対し、鳥取県40.0%（全国第29位、前年比2.5ポイント増）とかなり遅れている。

鳥取県では、天神川、東郷池の水質保全を図るため、天神川流域下水道事業計画に基づき天神浄化センターを整備、一部を供用している。 (都市計画課)

○ 美保湾流域別下水道整備総合計画策定事業

日野川、美保湾の水質環境保全に必要な流域内の下水道整備基本計画を平成10年度から3カ年で策定中である。 (都市計画課)

○ 農業集落排水処理施設整備事業

農業集落排水施設は農業集落排水事業、農村総合整備事業により、昭和57年度に東郷町、日吉津村で着手し、平成11年度までに35市町村で実施されている。

平成11年度実施地区：51地区（鳥取市他）

(農村整備課)

○ 漁業集落排水処理施設整備事業

漁港機能の増進と背後集落における生活環境の総合的な改善の一環として、岩美町、福部村で排水施設の整備を行い平成11年度までに6地区が完了した。

完成地区 岩美町 東地区、網代地区

気高町 酒津地区、船磯地区

青谷町 夏泊地区、長和瀬地区

実施地区：福部村 岩戸地区

(漁港課)

○ 内水面漁業環境保全事業

湖山池及び東郷池の漁業環境の悪化を防止するため、鳥取市、東郷町がその原因となっている池内の廃棄物を除去し、ゴミを回収した。

平成11年度回収実績 湖山池 33m³ 東郷池 316m³

(水産課)

表2 10

平成11年度末 公共下水道整備状況

(平成12年3月31日現在)

都市名	行政区域 人口 (A)	全体計画 面積	全体計画 処理人口	平成11年度末整備状況			普及率 (B) / (A)
				整備面積	処理可能 面積	処理可能 人口 (B)	
	人	ha	人	ha	ha	人	%
鳥取市	147,168	3,597.0	160,358	1,706.6	1,706.6	95,985	65.2
米子市	138,406	4,777.0	130,500	1,023.8	1,023.8	52,860	38.2
倉吉市	49,984	1,518.0	42,790	774.2	774.2	27,947	55.9
境港市	37,507	1,743.0	41,300	429.7	429.7	11,222	29.9
国府町	8,537	86.8	3,900	80.1	80.1	3,439	40.3
岩美町	14,597	302.0	11,620	79.1	79.1	2,122	14.5
福部村	3,551	68.0	13,500	4.0	4.0	49	1.4
郡家町	10,276	174.0	5,600	146.6	140.1	4,088	39.8
河原町	8,687	173.0	6,900	78.0	73.0	2,560	29.5
八東町	5,840	55.0	2,092	32.9	25.5	947	16.2
若桜町	5,214	90.0	3,650	49.1	45.7	2,504	48.0
用瀬町	4,489	48.0	2,850	37.0			-
智頭町	9,779	124.0	5,000	40.6	8.3	379	3.9
気高町	10,193	191.0	8,650	67.0	63.0	2,330	22.9
鹿野町	4,477	124.0	6,120	76.9	58.5	1,628	36.4
青谷町	8,493	107.0	3,470	56.0	56.0	2,229	26.2
羽合町	7,830	458.5	9,000	230.6	230.6	7,162	91.5
泊村	3,156	48.1	2,110	28.9	28.9	1,268	40.2
東郷町	6,827	265.9	5,390	159.7	159.7	4,990	73.1
三朝町	8,206	234.3	5,480	164.3	160.1	3,898	47.5
関金町	4,470	134.4	2,840	84.4	84.4	2,075	46.4
北条町	8,111	246.0	9,590	73.1	73.1	3,145	38.8
大栄町	9,358	317.0	9,700	118.9	104.3	3,223	34.4
東伯町	12,492	442.0	9,640				
赤碓町	8,645	290.0	8,700	12.7			
西伯町	8,212	129.5	4,950	43.2	30.5	1,372	16.7
岸本町	7,403	93.0	3,600	34.5			
日吉津村	2,984	98.0	4,440	87.2	87.2	2,962	99.3
淀江町	9,259	323.0	12,480	89.0	87.7	2,543	27.5
大山町	7,063	60.0	11,650	55.7	30.3	478	6.8
名和町	7,731	161.0	6,100	4.0			
中山町	5,443	81.0	2,260	47.5	47.5	1,521	27.9
日野町	4,666	83.0	2,430	58.8	56.0	1,387	29.7
江府町	4,161	39.0	1,550	9.6	9.6	88	2.1
溝口町	5,485	45.0	1,800	35.0	29.0	1,000	18.2
(35) その他町村 (4)	19,125						
鳥取県計 (39)	617,825	16,726.5	562,010	6,018.7	5,786.5	247,401	40.0

- (注) 1 「行政人口」はH12.3.31現在の住民基本台帳(市町村振興課調べ)による。
 2 鳥取市の計画面積、人口は国府町、福部村分を除く。
 3 「その他町村」は、船岡町、佐治村、会見町、日南町である。
 4 H11繰り越し分は含まない

(3) 中海・湖山池等の湖沼水質保全対策の推進

○ 中海水質浄化対策推進事業

下水道の整備等各種浄化施策をとりまとめた第3期「中海に係る湖沼水質保全計画」を推進するとともに、衛生研究所を中心に中海汚濁機構解明のための調査を継続して実施した。加えて、中海水質汚濁防止対策協議会（鳥取 島根両県及び中海周辺4市3町で構成）の運営を行った。（環境政策課）

○ 湖山池水質浄化対策推進事業

下水道の整備等各種浄化施策をとりまとめた「湖山池水質管理計画」を推進するとともに、衛生研究所を中心に湖山池汚濁機構解明のための調査を引き続き実施した。

また、湖山池流域の工場・事業場に乗せ排水規制を適用するため、平成11年度に水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正した。

（環境政策課）

○ 湖山池水質浄化手法調査研究事業（湖山池の水質浄化に係る新技術の募集）

湖山池の水質浄化方策検討の基礎資料とするために行う水質浄化技術公開試験の参加企業を募集した。

応募技術数 15（県内企業2、県外企業13）

浄化技術 微生物等の浄化技術を利用するもの
底泥の処理により水質浄化を図るもの
水生生物を利用するものなど

（環境政策課）

(4) 地下水汚染対策の推進

○ 地下水水質調査及び事業場に対する指導

地下水の水質調査を行ったほか、トリクロロエチレン等有害化学物質使用事業場に対して、排水の適正処理についての指導を行った。（環境政策課）

(5) ゴルフ場農業排水対策の推進

○ ゴルフ場周辺水質調査指導事業

ゴルフ場で使用する農薬によるゴルフ場周辺の水域に対する水質汚濁を未然に防止する観点から、環境庁の示した暫定指導指針に従い、県内の各ゴルフ場について年2回排水調査を実施し（2回とも指針値内）、農薬の適正使用の指導に努めた。（環境政策課）

(6) 水道水源等の監視強化

○ 水道水源等監視指導事業

将来にわたる水道水の安全性を確保するため、「鳥取県水道水質管理計画」に基づき水質基準を補完する「監視項目」について水質検査を実施し、全県的な検出状況を把握するとともに、水道事業者に対し、指針値以下の水道水を供給するよう指導した。（環境政策課）

(7) 海域の水質保全

○ 漁場環境維持対策事業

漁業被害の防止と漁業環境の保全を図るため、沿岸、湖沼環境のモニタリング調査及び貝毒成分、有害プランクトン等のモニタリング調査を行った。（水産課）

4 土壌・地盤環境の保全

(1) 土壌汚染対策の推進

○ 公害防除特別土地改良事業

農用地土壌汚染対策地域及び周辺農用地の農業生産性の向上と農業経営の安定を図るため、受益面積20ha以上の地区を対象に客土及び区画整理を実施した。

平成11年度実績 客土工2.5ha、区画整理工2.6ha

土壌改良工2.5ha

(耕地課)

○ 旧岩美鉱山、旧太宝鉱山鉱害防止事業

旧岩美鉱山及び旧太宝鉱山の公害を防止するため、流出する鉱廃水(銅、鉄を含む酸性水)の中和処理等を行った。

(環境政策課)

○ 埋設農薬安全処理対策事業

埋設農薬の将来にわたっての安全性を確保するため、市町村、農協で構成する実行委員会が行う農薬の掘削回収等に助成するとともに、埋設箇所周辺の環境調査、回収した農薬の最終処理を行った。

・平成11年度実施箇所 鳥取市、若桜町、佐治村

(生産流通課)

(2) 地盤沈下対策の推進

○ 地盤沈下防止対策事業

平成11年度においては、年間1cm以上の沈下が観測された地点はなく、10地点中5地点で0.01~0.24cmの範囲で隆起するなど 鈍化の傾向が顕著になっている。

なお、測量間隔については、今後隔年測量から5年に延長する。

(環境政策課)

5 環境汚染化学物質の適正管理

○ 環境汚染化学物質対策の推進

庁内関係課で組織する「環境汚染化学物質対策連絡会議」において情報収集 交換及び総合的な対策の検討を行い、下記の2つの取組方針を策定した。

ダイオキシン類総合取組方針

人や生態系への影響防止の観点から、環境中のダイオキシン類の実態把握と発生源施設の適正化対策及び排出抑制対策を推進するとともに、県民への情報提供に努める。

環境ホルモンに対する当面の取組

環境ホルモンの汚染状況の把握と国等の連携を図りつつ情報収集に努めるとともに、県民に対し必要な情報を提供する。

(環境政策課)

○ ダイオキシン類の調査指導

一般環境中のダイオキシン類濃度を測定したところ、大気、水質、土壌については、いずれの地点においても環境基準値(大気: 0.6 pg TEQ/m^3 、水質: 1 pg TEQ/l 、土壌: $1,000 \text{ pg-TEQ/g}$)を大きく下回っていた。底質については環境基準の設定はされていないが、環境庁の平成10年度ダイオキシン類緊急全国一斉調査結果の検出範囲内で、特に高い数値は認められなかった。

また、平成11年7月に制定(策定)されたダイオキシン類対策特別措置法や基本方針に基づいて、ごみの焼却についての規制 指導、ごみの減量化対策、実態調査など行った。

(環境政策課)

第2節 環境関連産業の振興

1 環境関連技術の開発

○ 産業技術センター整備推進・移転準備事業

環境関連技術を含めた技術開発の推進拠点として平成9年度より整備を進めてきた鳥取県産業技術センター本場は、平成11年11月に県民開放型として完成、平成12年4月に開所した。(工業振興課)

○ 県内研究機関連携推進事業

研究成果を県内企業に波及させるため、公設の試験研究機関が相互に連携して「食品製造工程における微生物汚染の防止対策」をはじめとする5テーマの研究を行った。

(工業振興課)

表2-11 食品製造工程における微生物汚染の防止対策

試験研究機関名	分担研究テーマと研究概要
産業技術センター	「鶏肉たたき」をモデルとして、製造過程における微生物の推移及びその微生物制御について検討した。
中小家畜試験場(養鶏科) ・衛生研究所	人の健康に害を与えない天然素材としての肉用鶏でのカネキン投与による微生物制御の可能性について検討を行った。
中小家畜試験場(養豚科) 衛生研究所	豚肉生産段階における病原性微生物の感染実態を把握し、その制御技術の確立を目指した。
畜産試験場	肉牛の肥育過程における微生物汚染の実態と飼養環境等の関連性の調査検討 ・出荷牛に対する微生物資材投与効果の検討 ハエ成虫飛翔防止対策の効果検討

○ 環境関連技術開発推進事業

県産業技術センターは、県内の中小企業が取り組むことのできる環境関連技術の開発・普及に努め、リサイクルが容易で環境負荷の小さい素材の開発研究等を行った。(工業振興課)

表2-12 平成11年度研究内容

研究テーマ	研究内容
環境を考慮した材質改良技術の開発と製品開発	自然塗料の性能評価分析 自然塗料の機能解明 木材の吸放湿機能の解明
生分解性を有する機能性材料の開発	農産廃棄物のモミガラ等を原料に、セルロース繊維を調製し、強度などの性質を調べる。 市販の生分解性を有する材料の分解作用等を調べる。
バイオ系セラミックスによるエコマテリアルの開発に関する研究	加熱処理したアパタイト(魚のうろこや骨に含まれる成分)の物性評価とイオン交換特性の評価 アパタイト混合樹脂のめっき性について検討
環境保全のための加工副産物への微生物・酵素応用技術	加工副産物の前処理技術 ・酵素による機能性糖質への変換と回収 ・機能性糖質の生理活性評価
地域未利用タンパク質の有効利用に関する研究	・残滓中からのコラーゲンの抽出方法の検討 生理活性ペプチドの検索手法の確立

2 環境関連産業の育成・振興

○ 国際環境規格認証取得モデル企業育成支援事業

ISO14001の認証取得に取り組む県内中小企業に対し経費の一部を助成するとともに、人材養成のためのセミナーを開催した。

平成11年度実績 補助対象認定事業所 9事業所
(うち、補助金交付済事業所 2事業所)

内部監査員セミナー参加者 65名

事例発表会参加者 90名

(工業振興課)

○ 企業交流推進事業

県内中小企業が環境問題等について学習する場として、主にISO14001認証取得を目指す企業等の社内リーダーが集まったの学習会を開催した。

また、環境関連法規の勉強会、ISO14001認証取得企業による講演会、リサイクル事業を行う企業への視察等を実施し、県内中小企業における環境対応の企業活動の重要性の認識を深めるとともに、県内ISO14001推進企業間ネットワークづくりに寄与した。

(工業振興課)

○ 湖山池水質浄化手法調査研究事業 (湖山池の水質浄化に係る新技術の募集)

(第2部第1章第1節の3(3)参照)

(環境政策課)

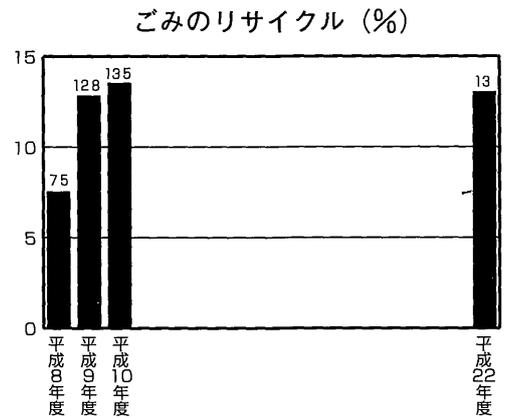
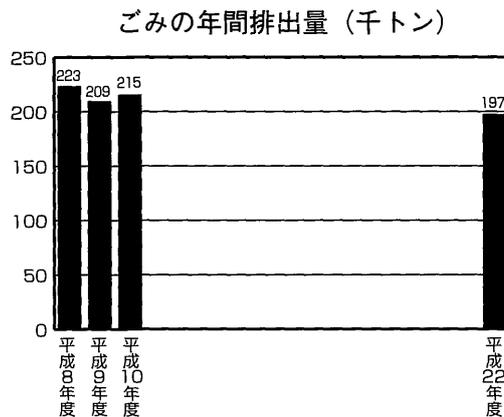
重点プロジェクト1

「資源循環型地域社会づくり」指標からみた進捗状況

県民、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもとで、廃棄物の発生抑制、資源の再利用、リサイクルなどを総合的、計画的に推進し、ごみの少ない社会づくりに努める。

○ ごみの年間排出量及びごみのリサイクル率

ごみの排出量の削減、リサイクルの推進については、進捗しつつあるといえる。このうち、リサイクル率については、平成9年度に新たに東、西部にリサイクルプラザが整備されると共に、容器包装リサイクル法が施行され、ごみの内でも大きな割合を占める容器包装の分別収集が強化されたことが要因として上げられる。



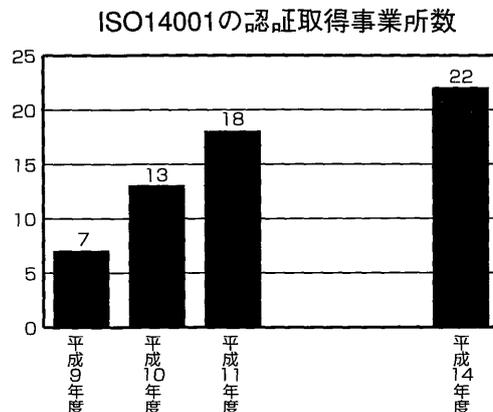
※ ごみのリサイクル率…市町村及び集団回収の収集量のうち資源化されるごみの割合

○ 産業廃棄物の排出量

産業廃棄物の排出量については、平成12年度策定予定の第5次産業廃棄物処理計画の中で明らかにすることとしている。

○ ISO14001認証取得事業所数

ISO14001の認証取得事業所数については、現状で目標の約8割の達成状況であるが、ISO14001認証取得を商取引の条件にするなどのスタンダード化が進んでおり、県内企業においても認証取得熱が高まっている。加えて、県が設けた「国際環境規格認証取得モデル企業育成支援事業」の支援効果の浸透などによって、認証取得に乗り出した企業が数社あり基本計画に上げた目標の達成は平成12年度中にも達成しそうな状況である。



※ ISO14001規格の国際統一を進める民間の国際機関が発行した規格のうち、環境マネジメントシステム（環境負荷を継続的に低減するよう配慮した経営システム）を定めた国際規格

重点プロジェクト 2

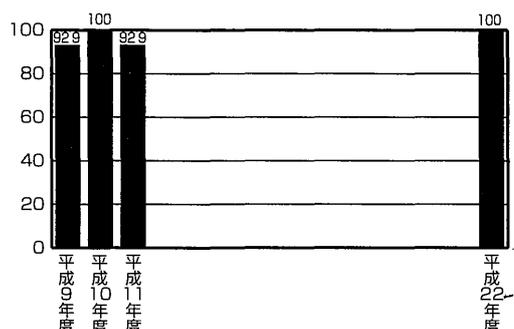
「流域からの水環境保全」指標からみた進捗状況

県内を流れる主要な河川や湖沼は、流域の水資源のみならず、県民の生活の場であり、多くの生物の生息空間ともなっていることに鑑み、「鳥取県下水道等整備構想」に基づき生活排水による水質汚濁の削減を図る。さらに、流域毎の河川環境管理基本計画に沿って、良好な水質や水量を確保するとともに、多様で健全な森林や溪流、自然海岸などの水辺環境を保全する。

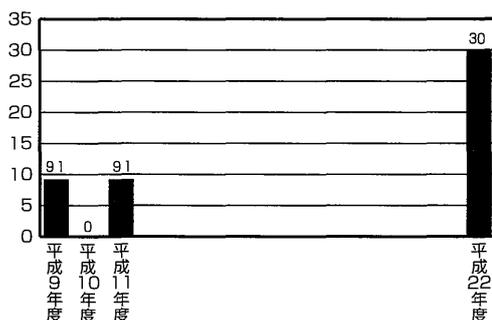
○ 水質の環境基準達成率

河川については、水質の環境基準達成率において一部の地点を除いて概ね水質を維持していると評価（BOD 75%値で評価）される。

水質の環境基準達成率（河川）（%）



水質の環境基準達成率（湖沼）（%）



湖沼については、湖山池、東郷池、中海の環境基準点11箇所のうち、平成10年度は、すべての地点で環境基準を達成していなかったが、平成11年度の測定結果では平成9年度以前と同様1地点（中海の境水道中央部）のみ環境基準（COD 75%値で評価）を達成した。

※ 環境基準達成率…県内の環境基準地点数（河川：14地点、湖沼11地点）のうち、環境基準を満たしている地点の割合とした。

湖山池の水質浄化対策については、平成3年度に策定した「湖山池水質管理計画」に基づき、浄化施策を総合的、計画的に推進するとともに、工場・事業場からの排水規制を強化するために水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例の改正を行った。

中海については、第3期「中海に係る湖沼水質保全計画（計画期間：平成11年度～15年度）を策定した。

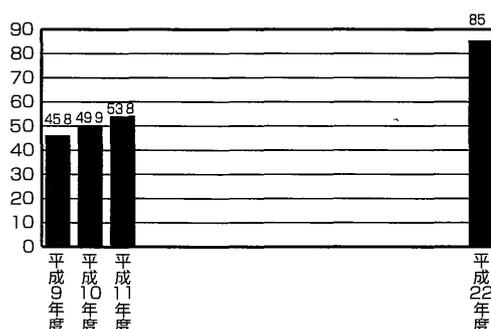
また、第2期湖沼水質保全計画に盛り込まれた施策については、概ね計画どおり実施されたにもかかわらず、水質目標は達成されなかったため、今後その原因を調査する。

○ 下水道等普及率

下水道については、生活排水対策に資する施策として、今後も着実な普及の推進が必要である。

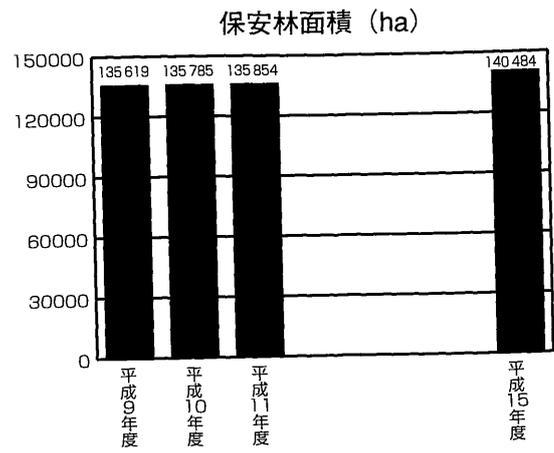
※ 下水道等普及率…行政人口（年度末住民基本台帳登録人口）に占める、公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、林業集落排水、合併処理浄化槽、コミュニティプラントによる処理人口の割合とした。

下水道等普及率（%）



○ 保安林面積

水源かん養保安林については、その機能の観点から適切な保全管理が必要である。



第2章 自然と人間との共生の確保

本県は、豊かな自然と多様な生態系に恵まれており、美しい景観を有しているが、都市部を中心に身近な自然や生物の生息空間が減少する一方、農山村では森林の適正な管理が次第に困難となっており、森林、農地が持つ水源かん養機能や大気浄化機能などの環境保全能力の確保と回復が課題である。このため、人と自然の健全なふれあいが確保できるよう、貴重な自然と身近な自然の保全、これらを通じた生物多様性の保全を図るとともに、自然環境を基盤とした食糧 木材等の持続的な生産活動を通じて環境の恵沢を確保する。

第1節 森林、農地、水辺等の持つ環境保全機能の確保

1 森林の環境保全機能の確保

(1) 水源かん養保安林等の森林整備

- 緑・木とのふれあい推進事業
(第2部第1章第1節の2(8)参照) (森林保全課、林務課)
- 保安林整備事業
保安林整備計画に基づき、保安林の適正な配置を図りつつ、その機能保持と質的向上を図るため適正な管理を行った。
平成11年度実績・指定 28箇所、131ha
解除 43箇所、45ha (森林保全課)
- とっとりの森県土保全緊急間伐実施事業
森林所有者に対して間伐の必要性をPRし啓発を図った。
また、森林が有している水源かん養や山地災害防止という県土保全機能を確保する観点から、国庫補助対象事業外森林のうち、下流域への影響が危惧される森林について、緊急に間伐 枝打ちを実施した。
・平成11年度実施面積 154ha (森林保全課)

(2) 多様な森林の保全

- 造林事業
人工林の適正な整備に加え、複層林の造成、天然林施業等の多様な森林造成を計画的、効果的に推進するため、造林事業を実施し、森林資源の整備を図った。
平成11年度実施面積 6840ha (森林保全課)
- 治山事業
森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命 財産を保全し、水資源のかん養、生活環境の保全、形成を図った。
平成11年度事業箇所 16地区84か所 (森林保全課)
- 林業地域総合整備事業
林業の生産性の向上と林業従事者の定住の促進及び山村地域の生活環境基盤の整備を図るため、林道整備事業、集落排水事業及び用地整備事業を実施した。
平成11年度実施地区 3地区8箇所 (林務課)

- ふるさと林道緊急整備事業
山村地域の振興と定住環境の改善等、地域が緊急に対応しなければならない課題に応じて早急に行う必要がある林道の整備について、自然環境の保全に配慮して整備した。
平成11年度実施路線 14路線 (林務課)
- 森林保全管理事業
森林の保全の推進に資するため、森林保全推進員、森林保全巡視指導員及び山地防災ヘルパーを配し、保安林の管理、林野火災の防止及び山地災害の情報収集、提供等を行った。
平成11年度実績 巡視日数(指導員35名延べ530日間)
巡視面積(保安林地域105,030ha、
林野火災予防地域36623ha) (森林保全課)

2 農地の環境保全機能の確保

(1) 農地の保全及び農業用水路、ため池の整備

- 農村総合整備事業
農村生産基盤と農村における生活環境条件を計画的かつ一体的に整備することにより、生産性の高い農業の育成と活力ある農村を建設する事業を行った。
平成11年度実施地区：7地区(関金町他) (農村整備課)
- 山村振興農林漁業対策事業
山村等の中山間地域の振興を一層推進するため、地域の自主性、創意工夫の発揮を通じて、山村等の多面的機能の強化による地域の活性化と定住の促進を図った。
平成11年度実施市町村 6市町村 (農政課)
- 棚田地域保全支援基金事業
棚田地域保全への市民参加の推進や集落組織が行う保全活動を支援するために、「棚田ファンクラブ」の設立と、棚田保全のための作業を支援する「棚田保全ボランティア隊」を派遣した他、棚田地域の保全を持続的に行い、農業振興及び中山間地域の活性化を図った。
平成11年度実績 棚田保全ボランティア隊の派遣(4回)、
棚田ファンの集い(1回) (農政課)
- 棚田地域緊急総合整備事業
棚田地域において、集落の創意工夫により営農を継続しながら、村づくりに取り組もうとする集落を対象に、緊急にきめ細かく対応した整備を総合的に行い集落の活性化を図った。
平成11年度実施地区 6地区(溝口町他) (農村整備課)
- 中山間地域総合整備事業
自然的、経済的、社会的に恵まれない中山間地域において、それぞれの地域の実情に沿った農業の展開方法を探り、農業生産基盤と農村生活環境基盤を総合的に整備し、活性化を図るとともに、地域における定住化の促進、国土、環境の保全を図った。
平成11年度実施地区 県営11地区(青谷町他) 団体営1地区(鳥取市) (農村整備課)
- ふるさと農地保全組織育成支援事業
中山間地域の農地保全体制の確立を図るため、市町村が主体となった公的な農地保全組織の運営基盤を強化するための支援を行った。
平成11年度実績 用瀬町及び日野町で実施、農作業受託面積13759ha (農政課)

棚田ファンクラブ

鳥取県は、農業はもちろんのこと、美しい景観で心の安らぎを与えたり、土砂流出や洪水を防止する等の機能を持った山間地の棚田をみんなで守ろうと、平成10年9月に全国に先駆け『棚田ファンクラブ』を設立した。

棚田ファンクラブは、都市住民等から会員を募集し、棚田ファンクラブ通信等により棚田の情報提供や会員相互の交流を行い、さらには、鳥取県が農地の保全作業に都市住民を派遣する「棚田保全ボランティア隊」に参加する等して、棚田保全対策を積極的に参加・応援している。

棚田保全作業を契機に、農家と都市住民との交流が進む中で、意欲を持つようになった農家の人たちが県内で初めて『棚田プチファーマーズ（オーナー）制度』に取り組む等、都市との交流による棚田の有効活用を考えるようになっている。



棚田保全作業（若桜町^{つくよね}春米）

棚田ファンクラブURL

<http://www1.pref.tottori.jp/nousonseibi/hyoudai.htm>

事業内容

- 棚田の保全活動やふれあい交流イベントの参加案内
- ・「棚田保全ボランティア隊」として、棚田保全活動（草刈り等）に参加
- ・棚田やオーナー制度等に関する情報提供

○ ジゲの井手保全事業

中山間地域の山腹水路や小規模なため池を整備することで、維持管理費の軽減と災害の未然防止を図った。

平成11年度実績 山腹水路10地区、ため池3地区 (耕地課)

○ ふるさとのせせらぎ・あぜ道保全事業

中山間地域の土地改良施設の有する国土 環境保全等の公益的な機能の良好な発揮と、これらの施設と一体的に保全する必要がある農地に対する集落共同活動を通じて、地域全体の整備保全を推進した。

平成11年度実施内容 推進委員会開催、事例調査等 (農村整備課)

○ 県営地すべり対策事業

地すべりによる農地及び農業用施設の災害を未然防止するため、地すべり防止区域の指定を受けた地域を対象に対策工事を実施した。

・平成11年度実施地区 5地区 (耕地課)

(2) 環境にやさしい農業の推進

○ 農薬適正使用推進対策事業

農薬の販売業者の立入検査により、適正な農薬の保管管理と流通秩序の維持を図った。

平成11年度立入件数 47件 (生産流通課)

- 植物防疫総合対策事業
病害虫の発生予察に基づき 適切な防除対策を実施するとともに、予防方法、防除方法の確立を図った。
平成11年度実績 12回予報を発表 (生産流通課)
- とっとり農業クリーンプラン21実践モデル事業
農薬と化学肥料を概ね3割削減する目標を立て、環境にやさしい農業推進のため、技術研修活動、交流 販売促進活動、実践ほ場設置 (病害虫発生予察、新資材活用等) を行った。
平成11年度実施地区 5町村 (生産流通課)
- 農薬・化学肥料5割削減産地育成事業
国の「有機農産物等に係る表示ガイドライン」に対応した、農薬・化学肥料の5割削減を先導的に実践実証するモデル地区を育成するために要する経費に対し助成した。
平成11年度実施地区: 6市町 (生産流通課)
- 環境にやさしい農業推進事業
農薬 化学肥料を3割削減するため、啓発 推進活動を実施するとともに、高度な土づくりに取り組むモデル地区に対し助成した。
平成11年度実施内容 環境にやさしい農業推進大会の開催、展示ほの設置 (8農業改良普及部) (生産流通課)

3 都市地域の自然環境の確保

- 公園整備事業
布施総合運動公園内の園路、修景施設 (植栽) の整備を行った。
東郷湖羽合臨海公園内の長和田地区 (湖畔部の自然環境ふれあいエリア) 長瀬地区 (河口部の自然環境回復エリア) の敷地造成を行った。 (都市計画課)

4 水辺 (河川、溪流、砂浜、沿岸域等) の環境の保全

(1) 多自然型川づくり

- 多自然型川づくり
治水効果の向上と共に、本来川が持つ多様で豊かな自然環境の保全に努めた。
平成11年度事業箇所 加茂川 (米子市)、八東川 (郡家町) 等 (河川課)
- 河川改修事業
洪水による被害を軽減することで人々が安心して暮らせるよう 河川改修の促進に努めた。
平成11年度事業箇所 塩見川、由良川、加茂川等 (河川課)
- 河川維持修繕事業
河床に堆積した土砂を取り除き 河床や河岸に繁茂した雑木 水草等の除去を行い 河川の維持管理に努めた。
平成11年度事業箇所 塩見川 (河口掘削)、佐陀川 (伐開) 他 (河川課)
- 砂防事業
溪流の浸食防止と土石流の流下防止を図り、下流域の安全を確保するとともに、溪流の良好な環境の保全に努めた。
平成11年度事業箇所 宝山谷川、東井谷川、奥高姫川、柳谷川等 (砂防利水課)

○ 団体営水環境整備事業

農業水利施設の保全・管理又は整備と一体的に、施設の有する水辺空間を活用した快適な生活環境の整備を団体営事業として実施するものに対し助成した。

平成11年度実施地区 3地区（関金地区他）（耕地課）

○ 県営ため池等整備事業

農用地及び農業用施設等の災害を未然に防止するため、ため池、頭首工、水路等の整備補強を行った。

・ 平成11年度実施地区 10地区（大谷地区他）（耕地課）

(2) 海岸侵食の防止

○ 海岸保全事業（局部改良）

海浜部に護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ等を施工し、波浪等による海岸の侵食を防止した。

平成11年度事業箇所 西坪海岸 離岸堤 L=85m

長和瀬漁港海岸 離岸堤 L=70m（河川課、漁港課）

○ 海岸侵食対策事業

海岸の侵食を防止するとともに、良好な砂浜、沿岸域の環境に配慮して整備を行った。

平成11年度事業箇所 福部海岸 人工リーフ L=112.6m

賀露海岸 突堤 L=53m

赤碕海岸（八橋地区） 離岸堤（潜堤）L=128.0m

漁港海岸の侵食を防止し、背後地に居住する住民の生命 財産の保護を図った。

平成11年度事業箇所 泊漁港海岸 離岸堤 L=49.0m

羽合漁港海岸 離岸堤 L=20.3m

平田漁港海岸 離岸堤 L=86.0m

（河川課、港湾課、漁港課）

○ 磯場環境改善調査事業

県下の磯場の分布調査（岩美町～淀江町）及び藻類の詳細調査（岩美町 赤碕町）を行った。

（水産課）

(3) 沿岸域の保全

○ 海岸環境整備事業

国土保全と調和のとれた親水性のある海岸空間を創出するため、鳥取港で離岸堤の整備を促進した。

平成11年度事業箇所：鳥取港 離岸堤 L=89.2m

海岸の侵食を防止するとともに、良好な砂浜、沿岸域の環境とそこに生息する野生生物の保全に努め、憩いの場としてふさわしい海浜として整備した。

平成11年度事業箇所：北条海岸 人工リーフ L=54.4m

漁港環境の整備を図るため、植栽、休憩所、運動施設等の整備等を行った。

平成11年度事業箇所 網代漁港海岸 潜堤 L=24.1m、

多目的広場 A=513m²（河川課、港湾課、漁港課）

第2節 多様な自然環境の保全と生物多様性の確保

1 「貴重な自然」と「身近な自然」の保全

(1) 貴重な自然の保全

○ 国立公園、国定公園、県立自然公園の現況

表2-13 鳥取県の自然公園（海域を含まない）

区分	公園名	指 定 年月日	全面積	県内 面積	特 別 地 域					普通 地域	関係市町村
					特別保 護地区	第1種	第2種	第3種	特 別 地域計		
国 立	大山隠岐 国立公園	昭和 11.2. 1 38.4.10 拡大	ha 31,927	ha 13,531	ha 1,242	ha 3,439	ha 2,542	ha 2,677	ha 9,900	ha 3,631	大山、溝口、 江府、岸本、 関金、東伯、 赤碕、名和、 中山
	山陰海岸 国立公園	38.7.15	8,784	1,517	151	20	1,254	55	1,480	37	鳥取、福部、 岩美
	小 計		40,711	15,048	1,393	3,459	3,796	2,732	11,380	3,668	-
国 定	比婆道後 帝釈国定 公園	38.7.24	7,808	1,437	-	22	834	581	1,437	-	日南
	氷ノ山後 山那岐山 国定公園	44.4.10 58.2. 9 拡大	48,803	8,579	201	806	1,216	6,356	8,579	-	岩美、国府、 八東、郡家、 若桜、智頭、 用瀬、佐治、 三朝
	小 計		56,611	10,016	201	828	2,050	6,937	10,016	-	
県 立	奥日野 県立自然 公園	39. 6.1 H6.12.1 拡大	4,823	4,823	-	-	82	789	871	3,952	日野、日南
	三朝東郷 湖 県 立 自然公園	29.4.1 39.6.1 拡大 H6.12.1 一部削除	15,067	15,067	-	138	329	194	661	14,406	倉吉、三朝、 東郷、羽合
	西因幡 県立自然 公園	59.5. 8 62.4.28 拡大	2,155	2,155	-	-	68	40	108	2,047	気高、青谷、 鹿野
	小 計		22,045	22,045	-	138	479	1,023	1,640	20,405	
計			119,367	47,109	1,594	4,425	6,325	10,692	23,036	24,073	公園面積=県土 面積の13.4%

○ 鳥取砂丘景観保全事業

新たに策定した「鳥取砂丘景観保全事業計画」（平成10～12年度）に基づき除草作業等の景観保全対策に係る調査研究を実施した。平成11年度は環境庁 県 鳥取市・福部村で構成する「鳥取砂丘景観保全協議会」が主体となって除草、除間伐を26.2ha実施するとともに、風向 風速調査、ボーリング調査等による地形 地質調査等を実施した。（景観自然課）

○ すぐれた自然地域の学術調査

県内には、一般的にはよく知られていないものの、豊かな自然やすぐれた景観等を有する地域

が多く残されている。その実態を把握して保護と利用に資することを目的として、岡山県と鳥取県（江府町 日野町）の県境に位置する「毛無山 宝仏山」の一带の自然地域において学術調査を行った。（景観自然課）

○ 鳥取県名木100選選定事業

「とっとりの名木100選」として選定された樹木について、観察会（東 中 西部各1回）と写真集の発刊を行った。（森林保全課）

○ 自然環境保全地域の指定及び保全

本県の良好な自然環境を保全するため、鳥取県自然環境保全条例に基づき、現在までに12の地域を県自然環境保全地域として指定している。

また、「菅野県自然環境保全地域」の「野生動植物保護地区」において、近年、陸地化・草原化が進行しているため、その原因となっている植物の除去を行った。その結果、徐々に本来の湿原に回復しつつある。（景観自然課）

（2）身近な自然の保全

○ 身近な自然と共生する環境づくりの普及啓発

平成10年度に作成した「身近な自然と共生する環境づくりの手引き」の普及啓発を行った。（景観自然課）

○ 公共事業における生物生息空間整備検討事業

生物生息空間整備検討委員会で選定されたモデル事業のうち砂見川河川改修事業をパイロット事業として以下の内容を実施し、整備の基本方針（案）を委員会に諮った。

自然環境調査の実施

- ・ 事業実施上の留意事項の把握と整備の基本方針（案）を策定

また、庁内の公共事業担当課職員で構成する「公共事業における生物生息空間整備検討事業に係るパイロット事業検討会」を設置して、自然環境調査の実施方法や事業実施の留意事項についてパイロット事業を事例に研修を行った。（管理課）

2 生物多様性の確保と野生動植物の保護管理

○ 自然環境保全基礎調査事業

本県の自然環境に係る基礎的な情報を収集することを目的として、「自然環境保全法」に基づく「自然環境保全基礎調査」を環境庁の委託により昭和48年度から実施している。平成11年度は、生物多様性調査（種の多様性調査）を行った。（景観自然課）

○ 野生生物生息調査事業

県下において減少・希少化しつつある野生生物の特定とその分布状況等を把握するため、平成10年度から野生植物の生息調査に着手しているが平成11年度から野生動物の実態調査に着手した。（景観自然課）

○ 鳥獣保護区の設定、保護・管理の推進

鳥獣保護員39名の配置、鳥獣保護区の鳥獣の生息調査、狩猟免許試験、国設鳥獣保護区の管理、愛鳥週間コンクール、愛鳥モデル校の育成等を実施した。（森林保全課）

○ 回遊ネットワーク形成事業

県道鳥取国府岩美線の十王峠（岩美町）において、小動物が落ちても安全なスロープ付きの溝の整備を進めた。（道路課）

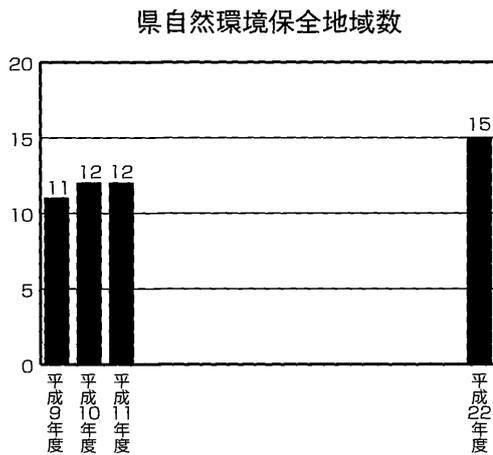
重点プロジェクト3

「多様な自然と人間との共生」指標からみた進捗状況

県内の多様な自然を適切に保全するとともに、野生生物の生息・生育の実態を明らかにし、生物多様性の確保と野生生物の保護管理に努める。

○ 県自然環境保全地域数

県の自然環境保全地域の指定については、貴重な自然の保全を図る観点から、今後も着実に進めていく必要がある。



※ 県自然環境保全地域・原生的な森林など優れた自然環境を維持形成している区域について、県が「自然環境保全条例」に基づき指定する地域